

市内居宅介護支援事業所

運営法人代表者 様

管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

令和 8 年度 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和 8 年度の特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書の作成及び提出等についてお知らせします。横浜市内に所在する全ての居宅介護支援事業所におかれましては、横浜市ホームページに掲載されている前期用の『報告書等』をダウンロードの上、御対応をお願いいたします。

事務手順等につきましては、横浜市ホームページの「2 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」の「報告の流れ」「フローチャート」を御確認ください。

★減算適用が終了する場合

前期分（又は後期分）において当該減算適用となっているが、後期分（又は次年度前期分）において、当該減算適用が終了する場合（紹介率最高法人の紹介率が 80%を超えなかった場合、又は 80%を超えたが正当な理由がある場合）は減算終了の届出が必要となります。

「3 減算解消の届出書」（「加算届管理票」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」）を提出してください。

※報告書作成にあたっては、特定事業所集中減算制度に係る Q & A を御確認ください。

（掲載場所）

■横浜市 トップページ>ビジネス>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>

事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>3 加算届>

01 居宅介護支援【加算】>居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用状況について

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/kyotaku_kasan/03-01-00.html

1 報告対象期間

前期：令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日

後期：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日

2 提出方法

横浜市電子申請・届出システム（下記 URL）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/15a9b065-4a1d-419c-970b-4230af4d5615/start>

3 提出期限

前期：令和8年9月15日（火）23時59分

後期：令和9年3月15日（月）23時59分

※提出期限に間に合わない場合は、正当な理由があつた場合でも減算が適用されますので御注意ください。

担当 横浜市健康福祉局介護事業指導課

Eメール kf-shien@city.yokohama.lg.jp